

2024年度 法科大学院

第5期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(論文式)

試験時間合計 80分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙は2種類あり、それぞれ解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従って正しく記入してください。
5. 必ず〔民事訴訟法〕の解答は〔民事訴訟法〕の解答用紙に、〔刑事訴訟法〕の解答は〔刑事訴訟法〕の解答用紙に、記入してください。また、解答用紙の解答欄に記入してください。解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

Xは、Yを被告として、土地賃貸借契約の終了を理由とする建物収去土地明渡請求訴訟を提起した。この訴訟の口頭弁論において、Yは、建物買取請求権（借地借家法13条1項）を行使し、Xに対して、建物の時価相当の代金支払請求権を取得した。受訴裁判所は、建物代金の支払を受けるまで、Yが土地を留置する権利を有するとの心証を抱いたが、Yは、留置権を行使する旨の陳述を口頭弁論でしていない。

受訴裁判所は、認定した事実をもとに、Yに留置権があることを認めて、Xの建物代金の支払と引換えに、Yは建物を退去して土地を明け渡せとの判決をすることができるかを説明しなさい。

[刑事訴訟法]

伝聞証拠の意義につき、①伝聞法則の意義、②伝聞法則の実質的根拠、に言及しつつ、論述しなさい。論述に当たっては、関係する刑事訴訟法の規定に言及し、かつ、下記の〔 〕内の用語をすべて使用すること。

〔伝聞法則、供述証拠、知覚、記憶、叙述、誤り、公判期日外の供述、宣誓、偽証罪、裁判所、反対尋問、公判期日での供述、原供述、内容、存在、立証事項（要証事実）、供述内容の真実性〕